

○後志広域連合職員の分限に関する手続及び効果に 関する条例

〔平成19年5月31日〕
条例第17号

改正 令和2年3月6日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第2条 法第28条第2項に規定するもののほか、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職することができる。

- (1) 学校、研究所、病院その他広域連合長の指定するこれらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 水難、火災その他の災害により、職員の生死又はその所在が不明となった場合

(降任、免職及び休職の手続)

第3条 任命権者が法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務成績の不良なことが明らかな場合に限るものとする。

- 2 任命権者が法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。
- 3 任命権者が法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることのできない場合に限るものとする。
- 4 法第28条第1項第4号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合には、当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が定める。ただし、法第13条に定める平等取扱の原則及び法第56条の規定に反してこれを行うことはできない。
- 5 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

- 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。
- 3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。
- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、交通事故により法第16条第2号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができる。

- 2 前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。

第6条 休職者は、職員として身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者の休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。